

下地島空港一般駐車場管理規程

1 名称

下地島空港一般駐車場

所在地 沖縄県宮古島市伊良部佐和田地内

2 駐車場設置者

(1) 所在地 沖縄県那覇市1丁目2番地2号

(2) 名称 沖縄県知事(所管 沖縄県土木建築部空港課)

(3) 電話 098(866)2400

3 駐車場管理者

(1) 所在地 沖縄県宮古島市伊良部佐和田1739

(2) 名称 下地島空港管理事務所長

(3) 電話 0980(78)4184

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、下地島空港一般駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関し規定することを目的とする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を遵守のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び入出場時間)

第3条 駐車場の供用時間は、0時から24時までとする。ただし、入場し、又は出場することのできる時間(以下「入出場時間」という。)は、毎日7時から20時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場管理者(以下「管理者」という。)が認めた場合は、この限りでない。

(駐車期間の制限)

第4条 利用者は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、原則として、同一車両を引き続き5日間を超えて駐車させることはできないものとする。

(供用停止)

第5条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の停止、車路の通行止め及び車両の移動を行うことがある。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。

(2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき。

(3) 工事、清掃その他管理上、必要があると認められるとき。

(4) 駐車場設置者より、供用停止を命ぜられたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その他やむを得ない事由があるとき。

(入場できる車両)

第6条 駐車場に入場することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付け物を含めて長さ5.0メートル、幅2.1メートル、高さ3.8メートル及び重量14トンを超えないものに限る。ただし、管理者から許可された車両については、この限りでない。

第2章 利用

(駐車場の入出)

第7条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行運転をすること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 駐車場内の標識、掲示板及び管理者の指示に従うこと。

(禁止事項)

第10条 利用者は、駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙、または火気を使用すること。
- (2) たばこの吸い殻、紙くず、空き缶等のごみを捨てること。
- (3) 爆発物、その他危険物を持ち込むこと。
- (4) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動等を行うこと。
- (5) 車両の預かり、受け渡しの行為を行うこと。
- (6) 駐車場内で宿泊すること。
- (7) 他の車両の通行及び駐車を妨げること。
- (8) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付け物等をき損し、又は汚損する恐れのある行為をすること。
- (9) 他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (10) その他、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることができる。

(入場拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は入場を拒否するほか、入場しようとする車両が次の各号に該当する場合は、入場を拒否することができる。

- (1) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付け物等をき損し、又は汚損する恐れがあるとき。
- (3) 非衛生的なものを積載、若しくは取り付けているとき。
- (4) その他駐車場の管理上、支障があると認められたとき。

2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることができる。

(出場拒否)

第12条 管理者は、第13条に規定する措置をとるために必要があると認めた場合は、駐車した車両の出場を拒否することができる。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生する恐れがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第14条 利用者が第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者は、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失無くして利用者を確認することができないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して、管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをすることができない。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは、引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第15条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第16条 管理者は、第14条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第17条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失無くして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者若しくは所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用も含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者若しくは所有者等に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第4章 損害賠償

(利用者に対する損害賠償責任)

第18条 管理者は、車両保管にあたり、車両の滅失又は損傷についての損害を賠償しない。ただし、善良な管理者として注意を怠った場合は、この限りでない。

(車両の積載物又は取付け物に関する免責)

第 19 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付け物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第 20 条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付け物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故及び盗難
- (4) 第 5 条の規定による供用停止等の措置
- (5) 第 13 条の規定による措置

(損害賠償請求)

第 21 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第 6 章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第 22 条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。